



Human Rights Now

Human Rights Now

東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階

Tel: 03-6228-1528

Email: info@hrn.or.jp

Website: <http://hrn.or.jp/>

2019 年 6 月 3 日

アラバマ州の新しい中絶禁止法の撤廃を要求する

東京を拠点とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、2019 年 5 月 15 日に成立したアラバマ州生命保護法に警戒感を表明する¹。この新しい法律は、ほぼすべての中絶を禁止するもので、中絶処置を必要とする女性にとってアラバマ州はアメリカ合衆国国内で最も厳しい州となった。HRN は、同法が、今年になってアメリカの各州で成立した中絶の制限を目指した一連の法律の一つであることを懸念する。立法者が明らかに、最高裁判所が中絶を憲法上の権利として認めた判決である 1973 年の「ロー対ウェイド判決」(Roe v. Wade, 410 U.S. 113) に異議を唱える形で同法を立法したことはとりわけ問題である²。

ヒューマンライツ・ナウは女性の健康とプライバシー、女性の身体的不可侵性に係る自律性と自己決定に対するアラバマ州のはなはだしい軽視に強く抗議する。同時に、アラバマ州議会に中絶禁止を、またこの件をめぐる訴訟が持ち込まれるかもしれない州裁判所または連邦裁判所に対して、同法が明白な憲法違反であり女性の基本的自由と矛盾すると裁定するよう求める。

アラバマ州の中絶禁止法は女性を脅かす

生命保護法はアラバマ州における中絶を犯罪化し、母体への重大な健康上の危害が生じない限り、レイプや近親姦の結果であっても、中絶手術を行ったすべての医師に 10 年から 99 年の拘禁刑が科される重罪とした。安全で基準に合った医療へのアクセスができなくなると、女性たちは危険な中絶処置に頼らざるを得ず、母子の死亡率が増加する。このような危険は、とりわけ貧困層や黒人、ヒスパニック系の女性たちに過度に生じる。

中絶禁止法は女性の基本的自由を制限する

アラバマ州内の女性のみならず、同法はアメリカの女性が有する性と生殖に関する権利を侵害する一連の流れの一つとして位置づけられる。今年だけで、ジョージア州、ケンタッキー州、ミズーリ州、ミシ

¹ Timothy Williams & Alan Blinder, “Lawmakers Vote to Effectively Ban Abortion in Alabama”, NY Times, 14 May 2019, <https://www.nytimes.com/2019/05/14/us/abortion-law-alabama.html>.

² Timothy Williams & Alan Blinder, “In Alabama, Opposition to Abortion Runs Deep”, NY Times, 16 May 2019, <https://www.nytimes.com/2019/05/16/us/abortion-law-women.html>.

シッピ州、オハイオ州で胎児の心拍確認以降の中絶、すなわち一般に女性たちが妊娠に気が付く前の妊娠第 6～8 週における中絶を禁止する法案が成立した。ユタ州とアーカンソー州は中絶を妊娠後 18 週（4 か月半）までに限定している。ただし連邦判事は ACLU と Planned Parenthood が起こした訴訟を受けて、ユタ州での中絶禁止を一時的に停止したが、他の州でも現在同様の法案が議論されている。

これらの中絶禁止法の多くはまだ施行されていないが、最終的にこれらの法律はアメリカ合衆国憲法修正第 14 条のプライバシー保護の一形態として中絶は女性の基本的自由であるとする「ロー対ウェイド判決」におけるアメリカの中絶に関する法的基礎を覆すことを目的としている。最高裁によって繰り返し再確認されているにも関わらず、保守派が過半数を占める新しい合衆国最高裁判事が「ロー判決」を覆すか制約することを、これらの法律を支持している立法者は期待している。

国連人権委員会も、特にレイプと近親姦の場合女性が安全ではない処置を選ばなければならなくなった際には、中絶の合法性でしかも利用可能であることは人権を守るために重要であると述べている。また、「女性の中絶処置へのアクセスを違法にすることは、深刻な苦しみをもたらし、女性たちの個人的な品位と自主性を弱体化させ、彼女たちの人権をはなはだしく侵害することにつながる³」としている³。

女性の基本的な自由を守り、アラバマ州の中絶禁止法は撤廃されなければならない

アメリカは女性の権利保護に関して極めて重要な節目を迎えている。アラバマ州の中絶禁止法は女性の健康とプライバシー、自律性、基本的自由に対する直接的な攻撃を意味している。ヒューマンライツ・ナウは、これらの行為がアメリカの国際的義務と矛盾することを認識し、アラバマ州議会に対し女性の権利を尊重して同州の中絶禁止法をただちに撤廃すること、同州の検察に対し同法の下で保健医療従事者を起訴することを拒否するよう求める。また、この件をめぐる訴訟が持ち込まれるかもしれない州裁判所または連邦裁判所に対して、同法が基本的な憲法上の権利に関して確立された前例と明白に矛盾することを認識しそのように同法を扱うよう求める。

³ General Comment No. 36 on Article 6 of the ICCPR, Human Rights Committee, 30 Oct. 2018, https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CCPR/Shared%20Documents/1_Global/CCPR_C_GC_36_8785_E.pdf; *Mellet v. Ireland*, Human Rights Committee, Communication No. 2324/2013, CCPR/C/116/D/2324/2013 (2016); *K.L. v. Peru*, Communication No. 1153/2003, CCPR/C/85/D/1153/2003 (2005).